

令和3年涌谷町議会定例会9月会議（第2日）

令和3年9月10日（金曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

1. 報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1. 報告第12号 令和2年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について

1. 報告第13号 放棄した債権の報告について

1. 議案第50号 涌谷町児童福祉施設設置条例を廃止する条例

1. 議案第51号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例

1. 議案第52号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第54号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例

1. 議案第55号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第56号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1. 議案第 8号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例

1. 議案第 9号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則

1. 会議録署名議員の追加指名

1. 議案第57号 令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1. 議案第58号 令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

1. 議案第59号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について

1. 議案第60号 権利の放棄について

1. 認定第 1号 令和2年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定について

1. 延会について

1. 延 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 敏雄 君
5番	佐々木 みさ子 君	6番	稲葉 定 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	鈴木 英雅 君
11番	大泉 治 君	12番	大友 啓一 君
13番	後藤 洋一 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課参事兼課長	高橋 貢 君	総 務 課 新型コロナウイルス感染症対策室長	徳山 裕行 君
企画財政課参事兼課長	大崎 俊一 君	まちづくり推進課長	熱海 潤 君
税 務 課 長	紺野 哲 君	町民生活課長	今野 優子 君
町民医療福祉センター長	大友 和夫 君	国民健康保険病院 事 務 長	吉名 正彦 君
国民健康保険病院 総務管理課長	阿部 雅裕 君	福 祉 課 長	木村 智香子 君
福 祉 課 子育て支援室長	佐藤 明美 君	健 康 課 長	木村 治 君
農林振興課長	三浦 靖幸 君	建 設 課 長	小野 伸二 君
上下水道課長	岩 渕 明 君	会計管理者兼会計課長	高橋 由香子 君
農業委員会会長	畑 岡 茂 君	農業委員会事務局長	菊池 茂 君
教育委員会教育長	柴 有 司 君	教育総務課長 兼給食センター所長	内藤 亮 君
生涯学習課長	鈴木 久美子 君	代表監査委員	遠藤 要之助 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	荒木 達也	総 務 班 長	金山 みどり
---------	-------	---------	--------

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願いたします。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。



◎諮問第2号及び諮問第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第1、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第2、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） おはようございます。今日も一日よろしくお願申し上げます。

ただいま一括上程されました諮問第2号及び諮問第3号の提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員坊城延溟氏及び松本美由紀氏は、令和3年12月31日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を賜りたく諮問するものでございます。よろしくお願申し上げます。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

人事案件につき、先例により討論を省略し、直ちに採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申とします。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり答申とします。



◎報告第11号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第3、報告第11号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）を議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第11号について申し上げます。

本件は、令和3年1月30日、町道菅の沢麓岳線において走行中の車両が道路の陥没により損傷した事故につきまして、和解が成立し、損害賠償の額が決定いたしましたので、その報告をいたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

では、私のほうからは報告第1号 専決処分の報告について申し上げます。

議案書3ページをお開きください。

専決処分の報告でございます。

次のページ、専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年5月31日。涌谷町長。

今回の案件につきましては、物損事故となっております。

相手方につきましては、町内在住の男性。

事故の概要でございます。

令和3年1月30日、相手方所有の車両が町道菅の沢麓岳線、国道346号線から成沢地区の公会堂に抜ける町道となっております、を走行中、道路の陥没によりフロントリップスポイラーを損傷したものでございます。

今回、損害賠償額、和解内容につきましては、17万638円、その余の請求を放棄するものとなっております。

今回、5月30日に示談が成立したことに伴いまして、町が加入いたします損害賠償保険のほうから今回の損害額について6月18日に支払われたものでございます。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時05分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第12号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第4、報告第12号 令和2年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 報告第12号について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

令和2年度の一般会計における実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、黒字のため対象となる数値はございませんでした。実質公債費比率は9.2%で早期健全化基準の25%を下回り、将来負担比率は40.1%で同じく早期健全化基準の350%を下回っております。資金不足比率につきましては、国民健康保険病院事業会計を除く4事業において資金不足が発生しておりません。国民健康保険病院会計において8,215万1,000円の資金不足が発生しております。資金不足比率については4.9%となっておりますが、経営健全化基準の20%を下回っている状態でございます。

以上、対前年比較では一部若干の改善が見られており、健全化基準内にありますことを申し上げ、ご報告いたします。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書5ページとなります。

報告第12号 令和2年度涌谷町健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

令和3年9月9日。涌谷町長。

それでは、1、健全化比率の状況になります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字額がありませんでしたので数値はなしとなっております。

実質公債費比率につきましては、地方債の元利償還金が町の基準財政規模に占める割合で、一般会計のみならず、公営企業会計、特別会計の公債費への繰出金、一部事務組合への公債費への負担金などを考慮した数字で、

3か年の平均を取っているものです。令和2年度は9.2%となり、前年度比1.3%の改善となっております。

将来負担比率につきましては、将来支払っていく可能性のある公営企業会計、一部事務組合を含めた負担等の現時点での地方債の現在高を指標化したものとなります。先日の議会運営委員会及び全員協議会の資料では、令和2年度39.8%と示しておりましたが、その直後に国の指摘により訂正し、令和2年度は40.1%となっております。結果、前年度比12.2%の改善となっております。

2、公営企業における資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定により設けられたものでございまして、公営企業の事業規模であります料金収入の規模と比較して指標化したしました経営状態の悪化の度合いを示すもので、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、個々の企業の経営状況につきまして事前にチェックするものとなっております、国民健康保険事業会計を除く3事業会計は数値がありませんが、国民健康保険病院事業会計においては令和2年度は4.9%となり、昨年度比7.2%改善しております。

今回、経営健全化基準を上回った会計はございませんが、今後とも本指標につきましては注視していかなければならないと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 次に、監査委員の審査意見の報告を求めます。遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、意見を申し上げます。

涌監第23号。

令和3年8月31日。

涌谷町長 遠藤稔雄殿。

涌谷町監査委員 遠藤要之助。

同 竹中弘光。

令和2年度健全判断比率及び資金不足比率意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、別紙のとおり意見を提出します。

令和2年度健全化判断比率審査意見。

1 審査の対象。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

令和3年7月27日から8月5日まで。

3 審査の概要。

この健全化判断比率審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表については省略いたします。

(2) 個別意見。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率は、それぞれの早期健全化基準と比較するとこれを下回り、健全であると認められる。

令和2年度資金不足比率審査意見。

1 審査の対象。

令和2年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

2 審査の期間。

令和3年7月26日から7月27日まで。

3 審査の概要。

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果。

(1) 総合意見。

審査に付された各企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。表については省略いたします。

(2) 個別意見。

国民健康保険病院事業会計を除く4事業会計については、資金不足比率が発生していないため、良好な状態と認められます。国民健康保険病院事業会計については、2年続けて資金不足が発生しているが、資金不足比率は12.1%から4.9%に改善している。今後も、収益の確保を図るとともに、資金不足の解消に向けた経営の健全化に努められることを望みます。

以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

[11番 大泉 治君退席 出席議員数12人]

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第13号の上程、説明

○議長（後藤洋一君） 日程第5、報告第13号 放棄した債権の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 報告第13号について申し上げます。

本件は、涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定に基づき、町が放棄を決定した債権について、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案書9ページをお開き願ひます。

報告第13号 放棄した債権の報告についてでございます。

涌谷町債権管理条例第14条第1項の規定により、町の債権について、下記調書のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月9日提出。涌谷町長。

本報告につきましては、ただいま町長の提案理由にもありまして、涌谷町債権条例の規定に基づきまして、債権放棄の状況を報告するものでございます。

なお、放棄した3件につきましては、今回、住宅使用料、水道料金及び老人保健施設使用料の債権と、複数の課にまたがりますので、私のほうから説明させていただきます。

内容につきましては、9ページ、10ページの債権放棄調書にありますとおり、住宅使用料につきましては、債権放棄の事由、条例第14条第1項第5号に該当いたします行方不明に該当するといたしまして、延べ人数が1人、実数で1人となっておりますが、件数につきましては7件、金額につきましては4万9,400円となっております。

水道料金につきましては、延べ人数の合計が5人、件数が7件、内訳といたしましては同じく条例第14条第1項第2号に該当します破産、人数が延べ人数3件、実数で2人、件数が4件となっております。金額は12万7,630円。同じく第4号に該当いたします死亡となりますが、こちらについては延べ2件、実数人数が2人、合計で件数としては3件5,900円となっております。

次のページをご覧ください。老人保健施設の利用料でございます。

利用料につきましては、同じく第14条第1項第3号に該当します消滅時効完成となります。延べ人数が2人、実人数も2人となっております。件数は10件、金額といたしましては14万3,468円となっております。

いずれも債権放棄の時期につきましては令和3年3月31日となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 休憩を解いて再開いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議案第50号 涌谷町児童福祉施設設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、城山児童遊園の遊具点検を行った結果、使用不能と判定されたため、遊具等を撤去することといたし、条例の廃止を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 議案第50号 涌谷町児童福祉施設設置条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書は11ページ、定例会資料は7ページをお開きください。

城山児童遊園遊具につきまして、業者による定期点検を行ったところ、鉄棒、4人用ブランコ、複合滑り台が老朽化し、全ての遊具に支柱や金具継ぎ手部分等の劣化、腐食が確認され、使用継続不可、修繕不可との判定結果が出ました。子供たちの安全を第一に考え、遊具の撤去を行うことといたし、敷地を囲んでいる廃タイヤ及び立て看板等の撤去を行おうとするものです。

なお、撤去費用については、補正予算に計上いたしております。

公園の設置については、町全体として場所や規模、方法を検討することとし、同地への遊具新設の計画はございません。それに伴い、条例第2条第2項に規定する施設がなくなることから、条例の廃止を行い、施行日を令和3年10月1日とするものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 俗称「浅貞公園」と言われたところだと思うんですけども、公の施設の設置条例で児童福祉施設設置として公園として使用してきたんですけども、老朽化に伴って今回遊具とかを撤去して、条例も廃止すると。ただ、土地は、あれはたしか浅野さんですよ、昔の浅貞さんからたしか……（「ゆうらいふのところ」の声あり）ごめんなさい。では勘違いでした。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい、失礼しました」の声あり）

ほかにございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） 1番黒澤でございます。今回、城山保育所の前を撤去するということですが、いろいろな子育て世代の方から言わせると、涌谷町は公園が少ないという意見が結構あります。理想ではないので

すけれども、大郷の道の駅みたいな芝生でも敷いてあって悠々と遊べるような、そういう公園があったらいいなどという要望は結構話は受けます。今後、町においても財政再建の中ですけれども、子育て世代への支援といたしましてそういうお考えはありますか。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） ご意見ありがとうございます。児童遊園の定義なんですけれども、遊具やトイレ、飲料水の設備などのほかに、これまで設置はしておりませんでしたが、児童の遊びを指導する児童厚生員という方を配置しなければなりません。それで遊びの指導をしていただくことになるんですけれども、児童遊園として公園を整備することになりますと、この児童厚生員を設置しなければならないという必要が出てまいります。

そのため、新しく児童遊園として公園を設置するのではなく、町全体として例えば地域ごとにあるポケットパークのようなものがあるのか、また、議員おっしゃるとおり、大郷にあるような大きな公園があるのかを今後、町全体の計画として考えていきたいなというふうに思っております。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） ぜひとも職員とか議会とか、町全体で知恵を出しながら何らかの方向を探してまいりたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（後藤洋一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 涌谷町児童福祉施設設置条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第50号 涌谷町児童福祉施設設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号及び議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第51号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第52号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤 雄君） 議案第51号及び議案第52号は、関連がございますので一括提案とさせていただきます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案書12ページ、ご覧いただきたいと思います。

涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例、また、同じく議案第52号の涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので一括にて説明させていただきます。

議案書12ページの涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございますが、定例会資料の条例案新旧対照表をもって説明させていただきたいと思います。

今回の条例改正におきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の改正に基づきまして、上位法令となりますこれらの改正に基づきまして、引用条例の条ずれの改正、文言の整理を行うものとなっております。

今回、条ずれといたしまして、第1条におきましては「第19条第10号」という表記につきまして今回条ずれが生じたことから、「第19条第11号」に変更するものでございます。

同じく第5条におきましても、「第19条第10号」を同じく……。すみません。別なちょっと……。

1ページ目でございます。

議案第51号 涌谷町個人情報保護条例新旧対照表について再度説明させていただきます。

第26条の2、今回改正といたしましては、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改正するものでございます。同じく、「同条第8号」を「同条第9号」に訂正させていただきます。

第27条におきましては、文言の修正といたしまして、第4項「第28条」を「次条」と改正するものでございます。

同じく、議案第52号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の新旧対照表でございます。

こちらにつきましても、条ずれが生じていることから条文を改正するものでございますが、第1条におきまして「第19条第10号」を「第19条第11号」に、第5条におきましては同じく「第19条第10号」を「第19条第11号」に改正するものでございます。

また、別表におきまして、町長の事務の中にあります「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（法律番号平成17年法律第123号）による自立支援給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの」、この表現につきまして法律番号を削除して表記の統一を図ったものでございます。

議案書にお戻りいただきます。

議案第51号、附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとなっております。

議案第52号、同じく附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第51号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 涌谷町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第52号の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 涌谷町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の学識経験者の委員確保のため、会計年度任用職員が委員の職を兼ねる際、報酬を支給できるように改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 議案第53号でございます。

議案につきましては、14ページをご覧ください。新旧対照表につきましては、4ページとなります。

新旧対照表をもって説明させていただきます。

ただいまの町長の提案理由にもございましたように、今回、ただし書として、「ただし、介護認定審査会委員

及び障害支援区分認定審査会委員については、報酬を支給することができる」という文言を第4条に追加するものでございます。

現在、介護認定審査会につきましては、医師並びに会計年度任用職員において時間外において開催されていることから、こちらのほうについて重複給付の禁止につきまして、この文言を入れることによって支給を可能にするように文言の整理を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

あと議案書に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第54号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第54号の提案の理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 町民生活課長。

○町民生活課長（今野優子君） 議案第54号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案は15ページ、新旧対照表は5ページになります。

本案は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより改正されたため、涌谷町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正により個人番号カードの発行を地方公共団体情報システム機構が行うことになり、発行にかかる手数料の額を定め、徴収することになりました。手数料の徴収事務は機構から市町村が委託されて徴収することになります。このことから、個人番号カードの再交付手数料につきまして条例の規定が不要となりますので、今回、一部改正を行い、再交付手数料を削除するものです。

なお、法改正後も再交付手数料の金額は800円で、変更はありません。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第19号の「個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円」を削除し、「第20号」を「第19号」とし、第21号から第27号までを1号ずつ繰り上げるものです。

議案書15ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第54号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 涌谷町手数料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第11、議案第55号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第55号の提案の理由を申し上げます。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うとするものでございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 議案第55号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は16ページから、新旧対照表は6ページから、定例会資料は7ページになります。

議案、新旧対照表の説明を省略し、定例会資料でご説明させていただきますので、ご了承願ひます。

子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の規定により、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例を定めるに当たっては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する内閣府令を参酌することとなっています。この特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、①の内容については、令和3年3月31日公布され、同年4月1日から施行されました。また、②の内容については、令和3年8月2日公布、同日施行され、所要の改正が行われました。これに合わせ、本町の条例についても一部改正するものです。

改正内容の1点目、特定地域型保育所はゼロ歳から2歳児までの保育の提供が終了した後の受皿として、利用定員20人以上の企業主導型保育施設又は地方自治体が運営支援を行っている認可外保育施設を確保することとされています。今回の改正ではこの二つの施設に国家戦略特別区域小規模保育事業所を新たに加えるという内容です。この国家戦略特別区域小規模保育事業所とは、通常の小規模保育事業所はゼロ歳から2歳までの乳幼児を預かる施設になりますが、特区小規模保育事業所はゼロ歳から5歳までの乳幼児を預かることができる施設となります。

改正内容の2点目、特定教育・保育施設の事業者等が作成する記録や保存について、事業者の負担の軽減及び保護者の利便性を図るため、これまで磁気ディスク、CD-ROMなどの電磁的記録によって行うことができる旨、定められていました第5条第2項から第6項及び第38条第2項をそれぞれ削除し、新たに本則に1章を加え、第53条第1項から第6項で改めて電磁的記録による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものです。

附則といたしまして、施行日は公布の日からとするものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第55号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 涌谷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第12、議案第56号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第56号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国の省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うおとすものがございます。

詳細につきましては担当室長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 子育て支援室長。

○福祉課子育て支援室長（佐藤明美君） 議案第56号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は20ページ、新旧対照表は13ページから、定例会資料は7ページになります。

議案、新旧対照表の説明を省略し、定例会資料でご説明させていただきますので、ご了承願ひます。

児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、市町村が家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされています。また、同条第2項では、その条例を定めるに当たっては、国の省令で定める基準を参考とすることとされています。この家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和3年3月23日公布され、同年7月1日施行されたことから、それに伴い本町の条例も一部改正するものです。

改正内容につきましては、家庭的保育事業者等が作成する記録や保存については書面によって行うこととされておりましたが、事業者の負担を軽減する観点から、本則に1章を追加し、第49条で電磁的記録による対応を可能とすることを定めるものです。

附則といたしまして、施行日は公布の日からとするものです。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第56号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 涌谷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第13、議発第8号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（杉浦謙一君） それでは、議発第8号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例の提出について説明いたします。

議員提出議案1ページでございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長殿。

提出者 涌谷町議会議員 杉浦謙一。

賛成者 同 鈴木英雅。

賛成者 同 伊藤雅一。

賛成者 同 稲葉 定。

賛成者 同 佐々木みさ子。

賛成者 同 大友啓一。

今回、改正しようとするのは、基本条例の第5条、質問、質疑における質疑応答の方法となります。

一般質問及び緊急質問については一問一答方式で行うこととし、質疑の方法は一括質疑方式で行うことを定めるものであります。

詳細は、新旧対照表をご参照ください。

基本条例第5条については以上であります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第8号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議発第8号 涌谷町議会基本条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第14、議発第9号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（杉浦謙一君） では、議発第9号の提案理由の説明を行います。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長殿。

提出者 涌谷町議会議員 杉浦謙一。

賛成者 同 鈴木英雅。

賛成者 同 伊藤雅一。

賛成者 同 稲葉 定。

賛成者 同 佐々木みさ子。

賛成者 同 大友啓一。

今回、改正しよういたしますのは、会議規則のまず第1条、参集の場所でございます。現行では「会議室に参集し」となっておりますが、これを「議場に参集し」と改めるものであります。

次に、第51条の質疑の方法、回数におきまして、「、広く町政上の論点及び争点を明確にするために一問一答方式で行い」となっているところを「一括質疑方式で行い」と改めるものであります。

そして、第57条、一般質問におきまして4項を新たに追加し、一般質問の時間を定め、4項が条ずれのため5項となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第9号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議発第9号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。



○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。



◎会議録署名議員の追加指名

○議長（後藤洋一君） この際、議長より会議録署名議員の追加指名を行います。

指名は、会議規則第118条の規定により議長において、1番黒澤 朗君を追加指名いたします。



◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第15、議案第57号 令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第57号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金7,127万3,235円のうち、7,100万円を資本金へ組入れし、27万3,235円を繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第57号 令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について説明を申し上げます。

議案書は21ページ、22ページとなりますが、22ページをご覧いただきたいと思ひます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和2年度水道事業会計の決算の結果、当年度未処分利益剰余金が7,127万3,235円となったことから、そのうち7,100万円を議会の議決を得て処分いたそうとするものでございます。

処分の内訳は、今年度についても水道事業会計で保有する現金預金と積立金との乖離を是正するために、資本金に7,100万円を組入れするものとなっております。

なお、繰越利益剰余金は27万3,235円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第57号 令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 令和2年度涌谷町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第16、議案第58号 令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第58号の提案の理由を申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金4,496万2,781円のうち、4,400万円を資本金へ組入れし、96万2,781円を繰越利益剰余金として次年度へ繰り越すことについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第58号 令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を申し上げます。

議案書は23ページ、24ページとなりますが、24ページをご覧いただきたいと思ひます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、令和2年度下水道事業会計の決算の結果、当年度未処分利益剰余金が4,496万2,781円となったことから、そのうち4,400万円を議会の議決を得て処分いたそうとするものでございます。

処分の内訳は、水道事業会計と同様に、下水道事業会計で保有する現金預金を超える積立金とならないよう、資本金に4,400万円を組入れするものとなっております。

なお、繰越利益剰余金は96万2,781円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第58号 令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 令和2年度涌谷町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。



◎議案第59号及び議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第17、議案第59号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について及び日程第18、議案第60号 権利の放棄については、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第59号及び議案第60号は、関連がございますので一括提案とさせていただきます。

最初に、議案第59号の提案の理由を申し上げます。

大崎地域広域行政事務組合規約の変更につきまして、理由が2点ほどございます。

まず1点目でございますが、令和8年度の運営開始に向け、大崎地域広域行政事務組合が大崎市古川地区に齎

場の建設を予定しております。この建設にかかる費用は、総額が43億円の予定でございます。

財源の内訳といたしましては、地方債が約32億円、大崎ふるさとづくり基金からの繰入金として9億円、残りの約2億円を各市町からの負担金としております。財源の一つとして予定している大崎ふるさとづくり基金につきましては、各市町からの出資金が原資となっております。今回9億円を取り崩すことにより、各市町の出資金額が変更されることから、規約の改正が必要となったものでございます。

なお、取り崩した9億円につきましては、大崎広域で新たに大崎広域新斎場整備基金を設置し、管理していく予定となっております。

変更理由の2点目でございます。衛生費負担金につきまして、組合統合前に借入れした起債償還及び地方交付税算入が令和3年度で全て終了いたします。令和4年度以降は「統合前借入に係る施設」、「組合統合後新規借入に係る施設」という表記が不要となることから、文言の整理を行い、規約の中から削除するものでございます。

次に、議案第60号の提案の理由を申し上げます。

先ほどご説明いたしましたとおり、新斎場建設の財源といたしまして9億円を大崎ふるさとづくり基金から取り崩し、新たに設置する大崎広域新斎場整備基金を編入し活用する予定でございます。大崎広域新斎場整備基金に出資金を編入する手法として、出資金を大崎広域から各市町に返還し、同額を各市町から大崎広域に対して負担金として支出するのではなくて、各市町において出資金の放棄を行い、スムーズに大崎ふるさとづくり基金から大崎広域新斎場整備基金に資金の移行ができるよう措置するものでございます。

なお、放棄する出資金額につきましては、出資金1億3,010万9,000円のうち7,591万8,000円となります。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） それでは、初めに議案第59号 大崎地域広域行政事務組合規約の変更について説明させていただきます。

この議案書につきましては、25ページとなります。

地方自治法第286条第1項の規定により、大崎地域広域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和3年9月9日提出。涌谷町長。

町長の提案理由にもありまして、大崎地域広域行政事務組合が大崎市古川地区に建設予定をしている新斎場の建設費用に各市町の出資金を原資に設置いたしました大崎ふるさとづくり基金の一部を取り崩すことに伴い、出資金の金額が変更されることから、規約の変更をお願いするものです。

なお、今回取り崩した基金の額は市町計で9億円となり、これについて新斎場の建設の財源として新たに基金に積み立てる予定です。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。新旧対照表15ページをお開きください。

規約第18条では、大崎ふるさとづくり基金について規定しており、改正前、第4項の表中、第3条第2項に係る基金を新斎場の建設費用として取り崩すこととなり、当町においては7,591万8,000円を取り崩すことから、改正後の出資金は第3条第8号に係る基金5,419万1,000円になるものです。

第3項においては、県の出資金の割合が変わることから、その訂正となります。

なお、新斎場につきましては、令和8年度の運用開始予定となっております。今後、建設にかかる費用として約43億円を予定しております。財源の内訳として、地方債32億円、大崎ふるさとづくり基金が9億円、残りを各市町で負担することとしております。

また、新旧対照表16ページ以降は文言の整理によるものとなります。

これにつきましては、衛生費負担金において大崎広域の組合統合前に借入れした起債償還及び地方交付税算入が令和3年度で終了するため、令和4年度以降は「統合前借入に係る施設」、「組合統合後新規借入に係る施設」という表記を削除するものでございます。

議案書28ページに戻ります。

附則、この規約は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第60号 権利の放棄についてとなります。

議案書につきましては29ページとなります。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

1 放棄する権利の内容。

大崎地域広域行政事務組合大崎ふるさとづくり基金に対する涌谷町の出資金総額1億3,010万9,000円のうち7,591万8,000円。

2 放棄により利益を受ける者。

大崎市古川千手寺町2丁目5番20号。

大崎地域広域行政事務組合管理者 大崎市長 伊藤康志。

3 放棄の理由。

大崎地域広域行政事務組合において（仮称）大崎広域新斎場整備基金を設置し、大崎広域新斎場整備事業の財源に充当するため。

4 放棄の時期。

令和4年4月1日。

令和3年9月9日提出。涌谷町長。

新斎場の財源として、議案第59号で説明しましたとおり、大崎ふるさとづくり基金から9億円を取り崩し、新たに設置しようとする（仮称）大崎広域新斎場整備基金に編入しようとするものです。この基金はもともと構成する市町からの出資金で、一旦、大崎広域から各市町に返還し、その同額を改めて負担金として支出する方法も考えられましたが、資金を大崎広域の中でスムーズに移動させるため、出資した同額を各市町が放棄するものでございます。

なお、これら2議案につきましては、構成いたします大崎管内1市4町で足並みをそろえ、9月会議に提案させていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。8番久 勉君。

○8番(久 勉君) 今、説明を受けたんですけれども、このことについて広域のほうからはいつの時期にこういうことをしますよという連絡というんですかね、そういうのがあったのかということなんですけれども。といいますのは、3月の広域の定例会の市長の施政方針の中には一言もこのことには触れていないんですよ、新しい基金をつくるということは。今年度の事業としては測量設計と、それから用地購入、ただ、全員協議会でふるさとづくり基金の取崩しについてということでは事務局から説明を受けているんですよ。ただ、そのときにはこれはもう多分、法的な手続のことであるので、大崎の規約の改正ということになれば組合自体で済んでないのかなと思ったら、自治法上、各構成市町村の議決をもって、その議決が調ったところで広域のほうでは決めるということですから、広域の議会にかかるのは来月の10月のたしか14日だと思いますけれども、そこにかかってくるのかなど。そういう一連の流れのことについて各市町村に、市町村から権利の放棄をしてほしいということとか、そういう説明会というのはいつあったか。

それとあと、ちょっと不思議なのが、私、広域の議員として参加したときのその基金の取崩しの説明については、斎場の建設については約40億円かかると。そのうち、これは使用料を取る施設なので、起債は75%しか借りられないと。だから、30億円ですか。残りの10億円については一般財源を用意しなければならないという説明をいただいていたんですけれども、今日のさっきの提案理由と、それから企画財政課長の説明だと40億円を超えていますよね。43億円になりますよね。起債が32億円、基金が9億円、それから各市町村の負担が2億円ということで、これを合計すると43億円となっているのは、この3月の広域の議会のときから半年ぐらいたったんですかね。その間に3億円も増えたというのはどういうことなのか、その辺はどんな説明があったのかということはお知らせいただきたいと思います。

○議長(後藤洋一君) 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長(大崎俊一君) それでは、お答えさせていただきます。

今年の2月の管内の副市長、副町長及び企画担当課長会議の場では、取崩しについて説明があったということはお伺いしております。7月6日に大崎地方1市4町企画担当課長会議というもので具体的に数字のほう、示されまして、あと基金の造成を行うということは説明を受けております。

あと、43億円の工事費の増につきましては、直近の資料となっておりますけれども、この資料につきましては令和2年5月13日、議員全員協議会資料の抜粋ということで頂戴しております。

以上です。

○議長(後藤洋一君) 8番久 勉君。

○8番(久 勉君) 分かりました。2月に町長等の会合があって、その場で説明があって、さらに4月6日に…(「7月」の声あり)財政課長等の担当者の会議があって、そのとき示されたということなんですけれども、ちょっとその3億円が増えた部分についてはいいです。これ、10月に組合議会がありますので、そちらの席上で聴いてみます。

あとちょっと分かりにくいと思いますので、すみませんけれども、向こうの議員ということもありますので、皆さんにちょっと分かりやすく説明したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長(後藤洋一君) 了解しました。どうぞ。

○8番(久 勉君) 新旧対照表の15ページに、これ、見て、県が10分の1相当額と、これ、ふるさとづくり基金

の中に二つに分けてつくってあったんですよ。通常分というのと、それから拠点分というので、県が2億円を出して、1億円、1億円を両方に充てて、残りの9億円を各市町村に分配して10億円にしているんですよ。ちょっと分かりにくいのは、10分の1相当額を11分の2に県のほうの額を改めるというのは、県の金額が減るのかと思ったら減らないんですね。これはなぜ減らないかというのは、新しくできる新斎場の整備基金には県の金は充てられないということで、県の充てられる金はふるさとづくり基金拠点分に充てられると。そこが2億円になりますので、各町村からの9億円で、残るのは11億円がふるさとづくり基金として残るということになります。

ですから、新しい斎場のほうに行く基金の分は9億円ということになりますので、その辺、ちょっと、私も最初この数字を見たとき、なかなか理解しにくかったんですけども、そういうことですのでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） ありがとうございます。議員という立場でいろいろご説明いただきました。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第59号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第59号 大崎地域広域行政事務組合理約の変更については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第60号 権利の放棄についての採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（後藤洋一君） 起立全員であります。よって、議案第60号 権利の放棄については原案のとおり可決されました。

-----◇-----

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時33分

○議長（後藤洋一君） 再開します。

◇

◎認定第1号の上程、説明、質疑

○議長（後藤洋一君） 日程第19、認定第1号 令和2年度涌谷町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、登壇願います。

〔町長 遠藤稔雄君登壇〕

○町長（遠藤稔雄君） それでは、認定第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和2年度涌谷町各会計の歳入歳出について決算が終了いたしましたので、決算書及び附属書類を添えてその認定を求めるものでございます。

まず、一般会計について申し上げます。

歳入決算額は105億1,741万1,000円、歳出決算額は103億2,948万7,000円となり、歳入歳出差引きから繰越額を差し引いた実質収支額は1億7,784万4,000円となったところでございます。

歳入でございますが、町税におきましては、固定資産税や軽自動車税に僅かな伸びがあったものの、個人町民税や法人町民税において人口減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響による景気の低迷から税額が減少しており、町税全体では前年対比0.9%、1,404万4,000円の減となりました。

各種交付金におきましては、地方消費税交付金が社会保障財源の増などにより23.2%の増となりました。

地方交付税におきましては、大崎広域行政事務組合負担金に係る震災復興特別交付税が前年対比で増となったことにより、10.2%の増となりました。

また、国庫支出金につきましては、特別定額給付金や新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金などの臨時収入で大幅に増額となったことから、270.3%の増となっております。

県支出金におきましても、新型コロナウイルス感染症対策等の補助金などで37.7%の増となったところでございます。

寄附金におきましては、ふるさと納税の新たな返礼品として涌谷町内で生産された三元豚や本町の黄金大使であります安野希世乃さんプロデュースの日本酒等を加えました。さらに、安野希世乃さんのオリジナルお礼カードを同封したことから、前年比30%、金額といたしまして755万3,000円の増となりました。

繰入金におきましては、黄金山町有地整備の一括償還に係る減災基金を取り崩したことにより126.9%の増となり、諸収入におきましては、天平の湯、ゆうらいふのカーボンマネジメント強化事業が完了し、助成金等が減となったことにより37.2%の減となりました。

町債におきましては、幼稚園、小学校中学校の空調整備事業に係る学校教育施設等整備事業債やカーボンマネジメント強化事業に係る一般事業債等の減額により8.6%の減となったものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

歳出全般において、財政再建中のため、国、県等の財源を活用した中で新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする各事業を実施してまいりました。

議会費におきましては、昨年に引き続き議員皆様が自ら報酬減額を行っていただき、財政再建にご協力をいただいたところでございます。ありがとうございます。

次に、総務費についてでございます。

地域おこし協力隊につきましては、都市部から涌谷町の活性化に関わりたいという志を持った隊員を任用し、令和2年度においても4名の隊員が活動を行いました。食や観光、教育の分野などで活性化を図ってまいりました。

町民バスにつきましては、引き続き6路線の運行を行い、地域の公共交通を確保し、町民の日常生活を支えてまいりました。

コミュニティ事業につきましては、1行政区において新たな自治会が結成され、29の自治会に対し活動支援を行いました。また、元気わくや創生補助事業により、住民が主体となり推進する地域活動への支援を行ってまいりました。

移住・定住につきましては、わくや新生活応援補助事業により移住者の負担軽減を図るとともに、県北7市町の連携事業による積極的なPRを図り、移住・定住促進に努めてまいりました。

消費生活相談事業におきましては、年々、複雑・多様化する消費者相談に対応するため、研修による消費生活相談員の知識向上、消費者被害防止の啓発等を強化し、被害の未然防止に努めてまいりました。

民生費についてでございます。

地域福祉を推進するに当たり、福祉についての基本事項を定めた涌谷町地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害者福祉計画並びに障害児童福祉計画を町民の皆様の意向、ニーズなどを反映し、更新策定いたしました。また、障害をお持ちの方が各サービスを利用しやすいよう、自立支援協議会において障害福祉ガイドブックを作成し、きめ細かな支援を推進してまいりました。

相談支援事業として、コロナ禍の影響による生活困窮、ひきこもりなど、支援ニーズの高まりから、複雑・複合化した課題を抱える方などから相談を受け、多機関で支援する体制を構築する重層的支援体制整備モデル事業を更に強化してまいりました。

地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決していく地域共生社会の実現に向け、支えあいマップ作りや、昨今、頻繁に発生している水害等の災害時の要配慮者支援マニュアル作成などを関係機関と協力し進めることで、平素から顔の見える関係の地域づくりに努めてまいりました。

子育て支援事業といたしまして、民間保育事業者の新規参入や規模の拡大をはじめ、多様化する保育ニーズに対し、延長保育や一時預かり事業などを行う民間保育所へ補助金を交付することで、保育事業の更なる事業充実や待機児童の解消に対応してまいりました。

さらに、放課後児童健全育成事業につきましては、わくわくスマイル児童クラブを開所し、全クラブの対象学年を6年生まで拡大、定員増を図り、待機児童の解消につなげてまいりました。

涌谷町子ども家庭総合支援拠点におきましては、関係機関との情報共有や検討を重ね、早期発見、早期対応な

ど、共同支援による児童虐待発生予防に努め、民間団体との連携により居宅訪問にて食品の提供や学習、生活面の指導支援を行うことで見守りを継続してまいりました。

加えて、新型コロナウイルス感染症による影響に対応するため、様々な事業を展開することで子育て支援を充実してまいりました。

衛生費についてでございます。

安心・安全に妊娠期間を過ごしていただき、出生後の子供たちの健やかな成長を支援するため、妊婦健診、産婦・新生児訪問等を行い、高額な医療費がかかる特定不妊治療の一部助成や新生児の聴覚検査費用の助成につきましても継続して行ってまいりました。また、子育て支援包括支援センターを立ち上げ、子育て家庭や妊産婦へ相談や情報提供、助言など、必要な支援を円滑に行えるよう体制を整備することで、子供を産み育てやすい環境づくりを推進してまいりました。

国内をはじめ世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大防止対策を行うとともに、遠田郡医師会と連携の上、新型コロナウイルスワクチンの接種体制を構築いたしました。国のワクチンの配分などで一部混乱は見られましたが、接種を実施、推進することで町民の皆様の安心・安全な生活の確保に努めてまいりました。

空き家等対策につきましては、空き家調査を実施し、508件の空き家、空き地を確認いたしました。平成26年に行った前回調査と比較し、156件の増加となっており、年々増加する空き家、空き地に対する苦情や相談につきましては、所有者への適正な管理を促し、地域住民の生活環境の確保に努めてまいりました。

農林水産業費でございます。

国による米の生産数量配分が廃止されて3年目となり、より競争力のある産地づくり推進のため、金のいぶき、産金の地涌谷として知られる当町のブランド米として確立、定着させるため、地域ブランド米創出事業、金のいぶき定着推進事業により品質向上、生産性向上、販売促進を支援してまいりました。また、水稻を作付しない水田を有効活用するため、生産・販売戦略と連携した麦、大豆、飼料作物や園芸作物等への転換を進めてまいりました。

このほか、農業次世代人材投資事業による新規就農者への支援、担い手確保・経営強化支援事業、強い農業・担い手づくり総合支援事業による機械導入によって、低コストで効率の高い農業経営を目指し、引き続き支援を行ってまいりました。

農地整備につきましては、地域が共同で行う農村環境の向上活動等を支援する多面的機能支払交付金事業や県営ほ場整備事業による農地の汎用化を推進してまいりました。

畜産振興につきましては、優良な牛を地域に残すため、全国和牛能力共進会対策保留事業など町単独事業を継続実施するとともに、防疫事業に対する助成を行い、安心・安全な畜産物生産による経営の安定化を図ってまいりました。

林業費については、森林所有者に適切な森林の経営管理を促し、また、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化する森林経営管理制度の事業として、森林所有者の意向調査を行ったところでございます。

商工費についてでございます。

商工振興につきましては、振興資金融資事業を継続して行ったほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け

た事業者の事業継続を図るため、金融機関や商工会等と連携し支援を行ってまいりました。

企業誘致につきましては、コロナ禍により誘致活動の自粛を余儀なくされました。そのような中、昨年11月に株式会社ウェルファムフーズ様と企業立地協定を締結させていただきました。

また、観光振興につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により観光イベント等が中止となりましたが、当町を含め2市3町で日本遺産みちのくGOLD浪漫を観光につなげる取組を行ってまいりました。

土木費についてでございます。

町道整備につきましては、大谷地線道路改良事業、涌谷上谷地橋補修工事などを実施し、生活道路の安全性の確保及び良好な道路環境の整備を図りました。限られた予算ではありましたが、幹線町道等を中心に維持管理に努めてまいりました。

都市公園につきましては、町民の憩いの場であることから、植栽管理や除草を中心に適正な維持管理はもとより、遊具等の安全点検を行い、安全に利用できる保守に努めてまいりました。

公営住宅につきましては、火災のあった町営淡島住宅1棟の撤去工事を行ったほか、新たに入居者を募集するため八雲住宅の空き部屋修繕を中心に維持管理に努めてまいりました。

消防費についてでございます。

町民の安心・安全確保において重要な位置付けとなっております消防団の団員確保をはじめ、各地域の自主防災組織の育成を行いながら、防災対策の強化を図ってまいりました。また、年々増加する自然災害に対しまして、避難時の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各指定避難所の環境整備を行い、皆様の安全・安心の確保に努めてまいりました。

教育費についてでございます。

学校教育につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から6月からのスタートとなり、様々な制約がありました。各校とも創意工夫を行いながら、引き続き「志教育」に取り組んでまいりました。また、2名の教育専門監を中心に、わくや子どもの心のケアハウス「コンパス」やスクールソーシャルワーカー等と連携を図りながら、不登校等の児童生徒の心の問題に対応してまいりました。

教育環境の面においては、国で進めているGIGAスクール構想にも国庫補助を活用し取り組み、ハード面の整備は完了したところでございます。また、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策としてスクールバスを増便し密状態の解消を図るなど、様々な対策を行い、安心・安全な空間づくりに努めてまいりました。

学校給食センターの運営に関しましても、感染症対策を図るなど、より一層安心・安全な給食提供に努めるとともに、おぼろ豆腐等の郷土食を取り入れ、食育を推進してまいりました。

生涯学習につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月と5月の2か月にわたり公民館をはじめとする社会教育施設や体育施設を休館、利用中止といたしました。行事につきましても、年間を通して中止や延期となり、思うような活動ができませんでした。そのような中で学校現場への地域住民によるボランティア支援を行うなど、学校と地域の協働事業を推進してまいりました。また、コロナ禍において図書の購入により読書環境の充実を図ったところでございます。

生涯スポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブ等の活動の充実を図り、新規会員の獲得に努め、ス

ポーツの普及拡大を推進してまいりました。

文化財の保護、活用につきましては、平成26年度から実施しておりました鹿飼沼地区の農地整備事業に伴う発掘調査を完了させました。また、日本遺産みちのくGOLD浪漫の魅力を伝道する人材の育成事業に着手したところでございます。

災害復旧費についてでございます。

令和元年の台風19号により被災した道路等施設につきましては、平沢線道路災害復旧工事などを実施し、安全性と利便性の確保に努めてまいりました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は20億2,890万7,000円、歳出決算額は19億9,772万1,000円となり、差引実質収支額は3,118万6,000円となりました。

歳入では、国民健康保険税におきまして、被保険者数の減少の影響や新型コロナウイルス感染症に係る減免により対前年比7.22%の減となりました。

国庫補助金につきましては、マイナンバーに係るシステム改修補助金及び新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免に対する交付金が増となっております。

また、収納率につきましても、現年課税分と滞納繰越分を合わせた全体で2.21ポイントの増の84.28%になったところであります。今後も更なる収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳出でございますが、被保険者の減少や新型コロナウイルスの影響による受診控えにより、歳出総額の約7割を占める保険給付費が対前年度比0.81%の減となり、歳出全体では対前年度比6.58%の減となりました。

保健事業費では、保険者に実施が義務づけられた特定健診の受診率が暫定値で40.4%程度となる見込みでございます。また、特定保健指導の利用率は、初回実施割合で7.8%となり、コロナ禍の影響で受診者数が軒並み減少しております。

町の健康課題となっている生活習慣病対策としては、第2次データヘルス計画に基づき、遠田郡医師会の協力の下、糖尿病性腎症等重症化予防事業に取り組んでまいりました。

次に、後期高齢者医療保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は1億8,199万2,000円、歳出決算額は1億7,687万4,000円となり、差引実質収支額は511万8,000円となりました。

歳入につきましては、保険料と一般会計からの保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等で、保険料は4.92%の増となりました。

歳出では、保険料及び保険基盤安定負担金を宮城県後期高齢者医療広域連合に納付金として支出したところでございます。

歳入歳出とも、均等割額の軽減判定基準が見直されたことに伴い、保険料及び広域連合に対する納付金が増となっております。

次に、介護保険事業勘定特別会計について申し上げます。

歳入決算額は19億110万6,000円、歳出決算額は18億7,509万円となりました。差引実質収支額は2,601万6,000円となったところでございます。

歳入では、介護保険料が令和元年度から消費税増税に伴う低所得者保険料軽減分の拡充によって1.04%の減となったところがございますが、保険給付費の増加に伴う国庫及び県からの支出金や支払基金からの交付金が増となっております。

次に、歳出でございますが、歳出総額の約9割を占める保険給付費がサービス事業者の増加により対前年度比3.27%の増となったところがございます。

全体では、歳入総額は対前年度比1.11%の増、歳出総額は1.01%の増となりました。

総務費につきましては、令和2年度に高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定いたしました。今後、各計画に基づき、高齢者を支える事業を展開してまいります。

地域支援事業につきましては、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、生活支援体制整備事業や住宅医療・介護連携推進事業等を実施し、地域包括ケアシステムの充実を図ってまいりました。

次に、水道事業について申し上げます。

給水状況としましては、前年度と比較して配水量が0.7%減の約153万立方メートル、有収水量が0.8%増の約129万立方メートルとなりました。

建設改良につきましては、耐震化交付金事業として上町地内を実施するとともに、老朽管更新事業として岸ヶ森東地内、岸ヶ森西地内、渋江地内、新桑畑地内の配水管等の布設替え工事を実施し、管路整備に努めてまいりました。また、第1配水池の屋根防水改修工事を行い、施設の維持管理に努めたところでございます。

収益的収支につきましては、総収益で前年度比1.4%減の4億330万1,000円、総費用では前年度比1.9%減の3億7,585万9,000円となり、2,744万2,000円の純利益となりました。

これに前年度繰越利益剰余金82万8,000円と4条収支の不足額に係る補填財源として取り崩した減債積立金4,300万4,000円を合わせた未処分利益剰余金は7,127万3,000円となったため、7,100万円を資本金へ組み入れ、残額の27万3,000円は繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

今後も、将来の人口減少による収入減と老朽化施設の整備を見据えながら事業広域化の検討を進めていくとともに、経営及び技術両面で恒久的な事業運営に向けた経営基盤の確立に努めてまいります。

次に、下水道事業会計について申し上げます。

汚水事業につきましては、水洗化の状況は、総接続戸数が2,251戸、前年度比28戸の増となりました。区域内の人口に対する水洗化率は、公共下水道69.4%、農集排63.1%となりました。

雨水事業は、江合川右岸地区のアルプスアルパイン涌谷工場前の排水路整備を行い、繰越し分も合わせた事業費で2,476万3,000円、延長で34.4メートルが完成いたしました。江合川左岸地区については、鮫川地内の排水路改修を行い、事業費で813万2,000円、延長で14.2メートルが完成いたしました。引き続き、地域の浸水被害軽減のため、事業を進めてまいります。

また、公共汚水事業で、涌谷浄化センターストックマネジメント計画に基づき、電気設備等の改築工事を4,015万円で行いました。今後とも、計画的な施設の維持管理に努めてまいります。

収益的収支につきましては、総収益4億8,503万8,000円、総費用4億7,221万3,000円となり、1,282万5,000円の純利益となっております。

これに前年度繰越利益剰余金1,713万7,000円と4条収支の不足額に係る補填財源として取り崩した減債積立金1,500万円を合わせた未処分利益剰余金は4,496万2,000円となったため、4,400万円を資本金へ組み入れ、残額の96万2,000円は繰越利益剰余金として翌年度に繰り越したところでございます。

今後も、水洗化率の向上と生活環境の改善を図り、町民の安全・安心な生活を確保していくとともに、効率的な事業運営に努めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計について申し上げます。

患者数は、入院患者数延べ3万4,687人、1日平均95.0人、また、外来患者数は、延べ4万1,103人、1日平均169.1人で行いました。前年度と比較して、入院患者数は1,136人、3.4%の増となり、外来患者数は4,859人、10.6%の減となっております。

収益的収支につきましては、総収益20億68万8,000円、総費用20億4,703万5,000円となり、純損失4,634万7,000円となりました。前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として15億6,258万5,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

病院事業につきましては、常勤医7名及び東北大学病院等の協力医療機関の支援により診療体制の確保に努めてまいりました。また、健診センターによる町内全地区を対象とした特定健診・特定保健指導などを継続し、病気の治療だけでなく生活習慣の改善による疾病の予防にも取り組んでまいりました。

医業収益につきましては、医師の退職やコロナウイルス感染症による受診控え等の理由からの患者数の減により伸び悩み、経費を上回るまでの収益にはつながらず、赤字決算となったものでございます。

今後の病院事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響も心配されますが、管理者であるセンター長の指揮の下、医師をはじめとする医療スタッフの確保を図り、健全な病院運営に努めてまいります。

次に、老人保健施設事業会計について申し上げます。

入所者数は延べ2万7,227人、1日平均74.6人、通所者数は延べ9,422人、1日平均31.3人で行いました。前年度と比較して、入所で846人、3.0%減、通所で621人、6.2%の減となりました。

収益的収支におきましては、総収益5億288万7,000円、総費用5億2,323万7,000円で純損失2,035万円となりました。前年度繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金として1億9,916万3,000円を翌年度に繰り越したところでございます。

老人保健施設事業につきましては、入所においては在宅復帰率47%を確保することができました。しかし、職員1名が新型コロナウイルスに感染したことから、通所を11日間休業とし、入所も新規利用者の制限を行ったことなどにより赤字決算となったものでございます。

今後の老人保健施設事業につきましては、在宅での暮らしを長く安心して過ごせるよう、在宅復帰支援施設としての役割を果たし、利用者及びご家族の期待に応えるべく施設運営に努めてまいります。

次に、訪問看護ステーション事業会計について申し上げます。

利用者数は、訪問看護で延べ3,165人、1日平均10.8人、訪問リハビリで延べ3,046人、1日平均12.5人で行いました。前年度と比較し、訪問看護は140人、4.2パーセントの減、訪問リハビリは12人、0.4%の増となっております。

収益的収支につきましては、総収益5,279万1,000円、総費用6,358万円で純損失1,078万9,000円となりました。

前年度繰越利益剰余金と合わせ、当年度未処分利益剰余金として7,478万6,000円を翌年度に繰り越したところ
でございます。

訪問看護ステーション事業につきましては、前年に引き続き土曜営業を実施いたしました。また、24時間緊急
連絡体制も継続し、緊急連絡222回、臨時訪問128回に対応し、近隣の在宅療養支援診療所との連携の下、在宅
みとりの支援を行いました。

今後も、各医療機関やセンター内の他部署との連携の下、在宅看護・ケアの充実を図り、利用者とその家族に
寄り添い支援してまいります。

以上、各会計の決算状況でございます。どうぞ審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 続いて、監査委員の審査報告を求めます。遠藤代表監査委員、登壇願います。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、令和2年度涌谷町一般会計・特別会計、各種企業会計決算及び基金
運用状況審査が終了いたしましたので、意見を述べます。

涌監第21号。

令和3年8月31日。

涌谷町長 遠藤稔雄殿。

涌谷町監査委員 遠藤要之助。

同 竹中弘光。

令和2年度涌谷町一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和2年度涌谷町一般会計及び特
別会計の決算並びに証書類、基金運用の状況を示す書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書
及び財産に関する調書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

なお、意見は意見書の朗読をもって申し上げます。数値的なものについては、ただいま町長がいろいろとご報
告なされましたので、重複いたす部分もあると思いますので、省略いたすこともありますので了承してくださ
い。

1 審査の対象。

- (1) 令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類。
- (2) 令和2年度歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。
- (3) 令和2年度各種基金運用状況に関する書類。

2 審査の期間。

令和3年7月27日火曜日から8月5日木曜日まで実質審査期間6日間。

3 審査の手続。

令和3年7月26日、審査に付された令和2年度涌谷町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、町の監
査基準に基づき、現地踏査を含め下記の点に主眼を置くとともに、公有財産、基金、債権及び物品の管理等に留
意しながら、帳票、証拠書類を精査し、例月出納検査、定期監査等における留意事項について責任者及び関
係職員から資料の提出と説明を求めて審査を実施いたしました。

- (1) 決算の計数が正確であるか。
- (2) 予算の執行が適正に行われたか。
- (3) 財政運営が適正かつ健全に行われたか。

4 審査の結果。

- (1) 審査に付された各会計決算の計数は、正確である。
- (2) 予算執行の内容は、適正妥当と認めるものである。
- (3) 財政運営は、おおむね適切に運営されていると認めるものである。
- (4) 基金の管理、公有財産の管理については、おおむね良好と認めるものである。

5 決算の概要。

各会計の決算数値は、表1のとおりである。(数値については、各会計実質収支に関する調書からの転記)その他の本文中の数字は、単位未満四捨五入を基本としているが、各会計の差引額等に合わせるために調整している部分がある。

表1については省略いたしますので、後ほどご参照いただきます。

当年度の一般会計歳入歳出の状況を見ると、歳入105億1,741万1,000円に対して歳出103億2,948万7,000円で、歳入歳出差引額は1億8,792万4,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源1,008万円を差し引いた実質収支は1億7,784万4,000円となり、黒字決算となっております。

特別会計の決算総額は、歳入41億1,200万7,000円に対して歳出は40億4,968万6,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支は6,232万円となり、黒字決算となっております。

決算規模を前年度と比較すると、一般会計の歳入は34.0%増加、歳出も同じく34.0%増加し、特別会計の歳入は2.9%の減少、歳出においても2.8%の減少となっています。

主要財政分析指標の推移は表2のとおりであります。表2については省略いたします。

主要財政指標の数値を見ると、実質収支比率が3.6%となり、適正な範囲とされる3%ないし5%の範囲内となった。これは、厳しい財政状況の中、適宜精査しながら適正な予算執行が行われた結果である。実質公債費比率については9.2%と、前年度と比較して1.3ポイント改善し、早期健全化基準を下回っているが、本町は財政非常事態宣言を発令していることから、財政状況には引き続き注視が必要であります。

經常収支比率については89.0%となり、前年度91.5%より更に改善した。歳入において、税収が減少したものの、普通交付税、特別交付税及び地方消費税をはじめとする各種交付金が増収となり、歳出では、新型コロナウイルス感染症(以下「コロナ」という。)拡大の影響により、事業の縮減や医療機関などの受診控え、扶助費の減額等のほか、經常経費の削減に努めたことによるが、望ましいとされる75%以下を大きく上回っており、依然として財政が硬直化している状況にあります。

今後とも各種計画の事業及び財政バランスを勘案しながら、常に財政分析指数のチェックをし、より健全かつ効率的な行財政の運営に努められるよう望みます。

表3については省略いたします。

各基金の管理については適正であると認める。しかし、農業高齢者肉用牛貸付条例と基金については、廃止をすべきとの指摘をしてから4年目になるが、いまだ実行されていないことは甚だ遺憾である。早急なる対処を

求めます。

表4については省略いたします。

財政を考える上での町の基盤としての人口は、表4に掲げるように年々減少傾向にあります。

(1) 一般会計。

本会計の収入割合及び支出割合は、付表2及び付表3に示すとおりで、歳入は調定額に対して98.7%、歳出では予算現額に対して93.5%であった。また、翌年度へ繰り越した額は1億4,725万7,000円であります。

財政収支の状況は、表5のとおりでございます。表5については省略いたします。

ア 歳入の概要及び意見。

歳入総額は105億1,741万1,000円で、前年度より26億6,929万3,000円の増額であった。

自主財源全体は23億9,150万2,000円で、総額に占める割合は22.7%となった。うち町税は前年度より1,404万4,000円、0.9%減の15億3,187万4,000円となり、歳入総額に占める割合は14.6%（昨年度19.7%）で対前年度比5.1ポイントの減となりました。

税目別による構成比は、個人町民税と法人町民税を合わせ38.0%、固定資産税が49.5%で、全体の87.5%を占めています。

前年度と比べた収納率は、町税0.3ポイント増の97.6%、固定資産税0.5ポイント増の93.5%、軽自動車税は0.8ポイント増の93.6%でありました。

町税全体の収納率は95.5%で、前年対比0.3ポイント増となったことは担当課の努力と認めるが、本年度は調定額及び収入済額ともに減額となっていることはコロナ禍の影響と見るが、これにめげず、更なる努力をされたい。

また、課税客体の完全なる把握と収納率向上は、財源確保の根幹であるので、その向上に更なる努力を期待いたします。

表6、表7については省略いたします。

ふるさと納税については、前年度比、件数にして284件、金額にして755万3,000円の増であった。

ふるさと納税が好調に伸びていることは、大変喜ばしいことである。今後とも返礼品に趣向を凝らし、事業の発展及び収入の向上に努められることを望みます。

イ 歳出の概要及び意見。

歳出総額は103億2,948万7,000円であり、前年度より26億2,046万4,000円の増額でありました。

予算執行及び事務執行については、各部門ごとに要点を述べます。

(ア) 議会費。

本部門は、歳出総額9,163万2,000円で、対前年度2.8%減、執行率99.1%であった。構成比は0.9%であります。

(イ) 総務費。

本部門は、歳出総額27億5,827万4,000円で、対前年度105.6%増、執行率は99.1%であった。翌年度繰越額は60万円である。構成比は26.7%であります。

①職員研修の実績が悪いのは、コロナ禍の影響大であると思われます。よって、職員研修費の執行率も61.9%と低率である。コロナ収束後の事業実施の向上に努められたいと思います。

②町のホームページにおける記事の更新が適切に行われていないと思われます。時期の過ぎた記事がないか、常に点検をして、適切な時期に処理されたい。記事の掲載及び削除は各課対応であるが、最終的なホームページ管理は企画財政課企画班の責務であると思われるので、適切に対応されたいと思います。

③財政再建計画の進捗状況は順調である。今後とも、慎重に対応されるとともに、常に適切な状況把握に努められ、一日も早い計画達成に努力されたいと思います。

④自治会活動事業における組織数が29行政区になり、よりよい地域環境づくりが推進されるものと思われるので、担当課においては組織強化に力を尽くすことを望みます。

(ウ) 民生費。

本部門は、歳出総額22億9,372万8,000円で、対前年度31%減、執行率は83.0%であった。構成比は22.2%であります。

①令和2年度は、町主催の敬老会は実施されることなく、各地域において自主的開催になった。各行政区における実施率の把握はされていないが、おおむね50%程度の地域でしか行われていないと推察された。しかも、町からの人的及び金銭的支援もない状態での開催であったことは、町又は町民の高齢者に対する敬老の意が表現され、伝わったかは疑問が残ります。今後は、地域の自主的開催に対して、行政の関わり方の検討が深められることを期待します。

福祉行政は、寄り添なき社会的弱者のよりどころであります。今後とも更なる福祉施策の充実に努力されることを期待いたします。

②子どもの丘保育所整備事業が実施され、よりよい環境での保育業務を行われることが期待されます。また、子育て安心プラン実施計画の採択で表9のとおり高率国庫補助が得られたことは、担当課（室）の努力の成果と認める。今後とも、更なる保育業務及び幼児教育の充実に努力されることを期待いたします。

表9については、後ほどご参照いただきます。

③東日本大震災災害援護資金貸付金の未収残高が表10のとおり増嵩しており、収納率においても大幅に低下しております。近隣市町の回収手法や動向などを参考にして、今後の努力を望みます。

表10については省略いたします。

(エ) 衛生費。

本部門は、歳出総額12億4,536万1,000円、対前年度54.1%増、執行率は99.3%であった。構成比は12.0%であります。

①可燃性ごみの大崎広域処理場への搬入量は、表11のとおり減少傾向にあります。また、大崎地域広域行政事務組合への負担金も減少していることは、担当課の努力により各家庭の分別、減量への意識向上活動の成果と思われるので、その努力を多といたします。

表11については省略いたしますので、後ほどご参照いただきます。

②健康パーク指定管理業務内容把握に疑問がある旨、数年にわたり指摘してきたが、毎年度僅かながらも前進が見られることは担当課の努力の成果と見るが、いまだ業務内容及び指定管理料に匹敵する成果が得られているかなどの分析が不十分であります。

③研修館のリフレッシュルームの一般開放が令和2年度中の再開に至っていないのは、地域振興公社との折衝

が不十分であったと推測される。町有財産がさしたる理由もなく長期にわたり一般利用が閉ざされた状態が続くことは尋常ではなく、遺憾である。スピード感ある措置がなされることを望みます。

④コロナ拡大により、表12のとおり健康診査等、各種事業に影響が出たことは誠に残念である。コロナ収束後に向け、体制をしっかりと固め、自後の事業拡大に向け、努力を望みます。

表12については省略いたします。

(オ) 農林水産業費。

本部門は、歳出総額7億9,015万4,000円、対前年度89.1%増、執行率96.8%であった。翌年度繰越額は1,656万円である。構成比は7.6%であります。

①農業委員会事務は、法にのっとり適正に処理されている。今後も優良農地確保に向け、委員会の権限を最大限活用した委員会活動に期待いたします。

(カ) 商工費。

本部門は、歳出総額2億4,452万9,000円で、対前年度49.6%増、執行率は99.7%であった。構成比は2.4%であります。

①遠田商工会補助金交付事業においては、令和2年10月8日に実施した定期監査の際に、補助事業の成果が見える形での実績報告書提出を受けることを指摘したが、今回提出された資料は旧態依然とした資料であったことは誠に残念であります。補助金の財源は貴重な町民の汗の結晶であることを深く理解し、補助金を出すほうも受けるほうも慎重な事務執行に当たることを望みます。

(キ) 土木費。

本部門は、歳出総額5億6,937万5,000円、対前年度10.6%減、執行率は86.1%であった。翌年度繰越額は8,360万6,000円である。構成比は5.5%であります。

①町営住宅の政策空き家84戸については、今後も長期にわたり現状のままでは、火災、いたずら等、防犯上も問題であります。逐次、解体等の早急なる対応が必要と思われま。

②町営住宅家賃の滞納者対応については、滞納家賃解消に向けて、不誠実な悪質滞納者に対しては毅然とした強制手段で対応されるべきである。一方、滞納繰越額については、年度によりばらつきもあるものの、減少傾向であることは、担当課の懸命なる努力によるものと思うが、額的には依然高止まり状態であるので、滞納繰越額減少に向けて更なる努力を期待します。

(ク) 消防費。

本部門は、歳出総額3億738万4,000円、対前年度20.4%増、執行率94.0%であった。翌年度繰越額は1,734万9,000円である。構成比は3.0%であります。

①自主防災組織が各地域に組織されているが、その活動の実態にばらつきがあると思われる。地域で頼られる存在でなければならない組織であると思われるので、行政との緊密な連携が必要である。今後とも、更なる組織育成に努力されたいと思います。

②定期監査を令和3年2月4日及び5日に実施し、2月25日には町長に対し結果報告を行っている。その内容は、「防災に係る入札書類に、温度変化で筆跡が消えるタイプのインクを使用しているの、その改善を望む」との指摘と、購入した備品が納品引渡し後、1か月も仮置場に保管されている状況の早期解消についての

指摘であったが、その後もこの2件の措置状況について、令和3年8月27日付で措置内容の通知を受けるまで、相当の期間を要したことは、誠にもって遺憾である。

(ケ) 教育費。

本部門は、歳出総額8億8,523万5,000円、対前年度1.7%増、執行率は95.1%であった。翌年度繰越額は2,914万2,000円である。構成比は8.6%であります。

①子どもの心のケアハウス運営事業の取組実績及び成果ともに向上していることは、大変喜ばしいことである。今後とも、アウトリーチ型の役割を更に発揮し、事業の発展に更に努力されることを望みます。また、本事業に対する国県支出金の減額、廃止の話を聴いているが、この事業は本町の児童生徒の健全育成のために重要な事業であるので、一般財源でも継続されるべき事業と思われま。

②学校給食センター運営事業において、地場産食材使用量、率及び品目数は低下傾向にある。地場産食材の活用について、更なる向上に努力されることを望むとともに、更なる食育の浸透徹底に努力されることを望みます。

③佐々木邸の保存、活用については、副町長も入って、企画財政課長、まちづくり推進課長及び生涯学習課長による検討の結果と併せて、文化財保護委員会からも意見や提案を聴いた上で基本方針の作成に至ったと見ますが、今後は邸宅寄贈を受ける際に、一緒に寄贈された書画骨董類の整理が遅れているように見受けられたので、その作業を早急に進められることを望みます。

(コ) 災害復旧費。

本部門は、歳出総額1億8,278万5,000円、対前年度58.6%増、執行率は88.3%であった。構成比は1.8%であります。

(サ) 公債費。

本部門は、歳出総額9億6,103万円、対前年度50.2%増、執行率100%であった。構成比は9.3%であります。

(2) 国民健康保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額20億2,890万7,000円、歳出総額19億9,772万1,000円で、歳入歳出差引額3,118万6,000円の黒字計上である。その結果、財政調整基金の現在高も5億9,139万円を確保し、会計内容、基金ともに健全であります。

歳入状況を見ると、国保税は対前年度比7.2%減の3億3,943万円であった。

収納状況は、現年度分3億1,199万2,000円で収納率95.3%、滞納繰越分2,743万8,000円で収納率36.4%、全体の収納率は84.3%（前年度82.1%）となり、対前年度比で2.2ポイントの増でありました。

本会計は安定し、健全性を保っている。また、基金も十分であります。

表13については省略いたします。表14、表15も同じく省略いたします。

(3) 後期高齢者医療保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額1億8,199万2,000円、歳出総額1億7,687万4,000円で、歳入歳出差引額511万8,000円の黒字計上であります。

運営は、県内全市町村が加入している宮城県後期高齢者医療広域連合で行われています。

本会計は安定し、健全性を保っています。

(4) 介護保険事業勘定特別会計。

本会計は、歳入総額19億110万6,000円、歳出総額18億7,509万円で、歳入歳出差引額2,601万6,000円の黒字計上であり、会計内容、基金ともに健全であった。介護保険料の収納状況は、対前年度比1.0%、401万円の減で3億8,081万2,000円、収納率は98.9%（前年度98.6%）でありました。

本会計は安定し、健全性を保っています。

表16については省略いたします。

6 決算審査を終えて。

令和2年度の決算審査において、特に気になったものについて述べる。

①農林業系放射能汚染廃棄物処理予算の組替えがあった。近年にはなかったと記憶しているが、組替え予算を議会に上程の際、町長が議会全員協議会とはいえ、予算の取下げ及び組替えに至ったことを「大変申し訳ない」との言葉でわびています。このことは、事務執行責任者の責任が大きいと思う。担当課は、予算編成時や議会上程に際しては、より確実な事務執行の見通しの下で予算獲得や議会の議決を得るべきであり、今回のような処置はあるべき姿ではないと思われ、大変遺憾である。

②これから記述することは、一般会計、国保会計及び病院事業会計に関係することであるが、本町における当面の課題は、財政再建と町国保病院の赤字解消である。財政再建は計画が順調に進んでいると思われるが、一方、病院の赤字解消は関係者一同の懸命な努力により、長いトンネルの先に僅かに光明が見えてはいるが、いまだ道遠しであります。

開院した昭和63年当時の町の人口は2万人を超していたが、現在は1万5,000人台である。そして、近隣市町の人口動態も同様に減少している中で、当病院の立ち位置について、全町を挙げて考えるべきときが近い将来来るものとする。当病院のあるべき姿の一つとして、近隣に設置の少ない診療科でもある人工透析に深い関心を持って検討すべきではないかと思われます。

関係課からの聴取によると、涌谷町における透析患者は国保加入者で24人、腎臓機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている者は63人です。しかも、その人数は増加傾向にある。また、令和2年の国保加入者の透析患者における費用額は、年間1人当たり538万円であり、国保会計の負担（保険者負担、高額療養費）が522万9,000円となっている。これだけの人と金額が町外の医療機関に流出していることになるが、病院で人工透析を行えるようになれば、人と金を町に環流させることができる。さらに、通院している患者の負担軽減にもなり、病院の増収につながると思われます。

今後の町の未来、病院の未来を見据え、ぜひ町長及び町民医療福祉センター長の英断を期待いたします。

以上をもって一般会計を終わります。

○議長（後藤洋一君） 休憩します。再開は2時25分とします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時26分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（後藤洋一君） 再開します。

〔代表監査委員 遠藤要之助君登壇〕

○代表監査委員（遠藤要之助君） それでは、次に企業会計の意見を申し上げます。

涌監第22号。

令和3年8月31日。

涌谷町長 遠藤稔雄殿。

涌谷町監査委員 遠藤要之助。

同 竹中弘光。

令和2年度涌谷町水道事業会計、涌谷町下水道事業会計、涌谷町国民健康保険病院事業会計、涌谷町老人保健施設事業会計及び涌谷町訪問看護ステーション事業会計に係る決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和2年度涌谷町水道事業会計決算、令和2年度涌谷町下水道事業会計決算、令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算、令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計決算及び令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算の証書類、報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、欠損金処分計算書及び貸借対照表を審査したので、次のとおり意見を提出します。

1 審査の対象。

- (1) 令和2年度涌谷町水道事業会計決算。
- (2) 令和2年度涌谷町下水道事業会計決算。
- (3) 令和2年度涌谷町国民健康保険病院事業会計決算。
- (4) 令和2年度涌谷町老人保健施設事業会計決算。
- (5) 令和2年度涌谷町訪問看護ステーション事業会計決算。

2 審査の期間。

令和3年7月26日月曜日から27日火曜日まで、実質審査期間2日間。

3 審査の手続。

令和3年7月26日、審査に付された令和2年度決算書類及び事業並びに経営状況が適正であるかどうかを審査するため、事業実施状況、財政関係諸帳票、証拠書類等を精査し、必要と思われる諸資料を提出させ、責任者より聴取するとともに、町の監査基準に基づき、下記の点に重点を置き、通常行われる審査手続で実施しました。

4 審査の重点事項。

(1) 水道事業会計。

ア 給水状況。

イ 工事の概要。

ウ 収支の状況。

(2) 下水道事業会計。

ア 処理状況。

イ 工事の概要。

ウ 収支の状況。

(3) 国民健康保険病院事業会計。

ア 患者数の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 資本的収入及び支出。

エ 従事職員体制。

オ 補助金、負担金。

カ 棚卸し状況。

キ 備品（医療機器等）の管理状況。

(4) 老人保健施設事業会計。

ア 利用者の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 資本的収入及び支出。

エ 従事職員体制。

(5) 訪問看護ステーション事業会計。

ア 利用者の動向。

イ 収益的収入及び支出。

ウ 従事職員体制。

5 審査の結果。

(1) 水道事業会計。

ア 給水状況。

年度末における給水人口は1万4,930人（前年度比373人、2.4%減）で、給水戸数は5,977戸（前年度比7戸減）、年間配水量については153万2,380立方（前年度比1万1,173立方、0.7%減）であった。年間有収水量については、128万8,864立方（前年度比9,853立方、0.8%増）であり、有収率は前年度比1.2ポイント増の84.1%となった。

当年度の1立方当たりの供給単価は275円3銭（前年度比17円67銭減）で、1立方当たりの給水原価は284円95銭（前年度比13円56銭減）となり、供給単価との差額は9円92銭の赤字供給であった。

以下、省略いたします。

6 ページ、意見でございます。

①令和2年度水道事業会計においては、収益減少の理由として、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）対策における緊急経済支援策として実施した基本料金の半額減免措置と年間総配水量、給水戸数及び給水人口がともに減少したことが考えられる。これらは、今後の経営圧迫の要因である、社会的要因で減少傾向にある総配水量、給水戸数、給水人口や新型コロナ収束後の数値を見極め、今後の経営に留意されたいと思います。

②本年は、年間有収水量が前年度と比較しまして9,853立方（0.8%）増加し、有収率は84.1%となり、前年度を1.2ポイント上回った。更なる向上を目指し、努力を望みます。

③施設については、福沢水源施設の老朽化が憂慮される。これまでも水道事業の幾たびかの危機に対応してきた貴重な施設ではあるが、今後の施設維持には廃止も含めた慎重な対応が望まれます。

④上述したもろもろの事柄を考慮すると、事業の広域化が将来の最も重要な課題であると考えられるので、今後とも関係市町との粘り強い協議を重ねるよう望みます。

（2）下水道事業会計。

ア 処理状況。

年度末における総接続戸数は2,251戸（公共下水道1,916戸、農集排335戸）で、前年度比28戸（1.3%）増加、総処理水量については67万924立方（公共下水道56万9,227立方、農集排10万1,697立方）で前年度比2,001立方（0.3%）増加、総有収水量については60万9,552立方（公共下水道51万4,747立方、農集排9万4,805立方）で前年度比1万1,738立方（2.0%）増、有収率は前年度比1.6ポイント増の90.9%となった。

農集排の接続戸数については、前年度比50戸の減少となったが、その理由については、花勝山地区の公共下水道への編入によるものが36戸、自然減によるものが14戸でありました。

以下、省略いたします。

9ページ、意見であります。

①令和2年度下水道事業会計においては、総接続戸数が2,251戸、前年度同期比28戸（1.3%）増加で、その他の業務量においても増加傾向にあることは努力の結果であると認めるが、接続戸数の増加が芳しくないのはコロナ禍における接続促進活動に制約があったためと思われるが、今後のコロナ収束後の努力に期待いたします。

（3）国民健康保険病院事業会計。

総括事項。

業務予定量を入院患者1日平均100人（前年度比3人減）、外来患者1日平均205人（前年度比25人減）とし、入院365日、外来243日、救急外来365日の診療を実施しました。

診療体制については、内科、整形外科は週5日、泌尿器科は週3日、皮膚科は週2日、眼科、循環器内科、神経内科は週1日、総合診療科は月1日を確保した。また、訪問診療については、668件（前年度比33件増）の診察を行った。

また、休日当番については、一次の診療を6回、二次の病院群輪番制の内科、外科を合わせて6回担当し、地域医療の確保に努めました。

以下、省略いたします。

15ページ、意見です。

①令和2年度病院事業会計においては、数年ぶりに病院事業収益が20億円を超えた。その要因としては、入院収益が対前年度比3,098万1,000円（3.8%）増となっていることはよい傾向ではあるが、一方、外来収益が対前年度比1,437万5,000円（2.1%）減少となっているのが数年来の傾向である。当年度はコロナの影響による受診控えが大きいと思われるが、今後の動向分析を慎重に検討されることを望みます。

②外科の休診が長期にわたり続いていることは大変遺憾である。早急に医師確保に努められることを望みます。

③医業外収益において基準外繰入れ1億3,720万9,000円がある一方、固定負債において7,160万円の新規起債があることは、当年度においては特記すべきことであると思われます。

④医業費用の改善傾向が数年にわたりなされていることは、医療現場と共に事務方が力を合わせた努力の成果と評価いたします。

(4) 老人保健施設事業会計。

総括事項。

業務予定量を1日平均入所者79人(前年度同数)、通所者については、介護給付30人(前年度同数)及び新予防給付6人(前年度同数)の計36人(前年度同数)、居宅については、年間延べ利用者420人、入所365日、通所312日、居宅260日として事業運営を行った。

以下、省略いたします。

19ページ、意見でございます。

①令和2年度老人保健施設事業会計においては、コロナ拡大に伴う入所者及び利用者の減少が見られた。コロナ収束後に向け、事業拡大に職員一同の努力を望みます。

昨年度から事業開始した居宅事業については、著しい事業拡大が見られる。今後に向け、関係者一同の更なる努力に期待いたします。

(5) 訪問看護ステーション事業会計。

総括事項。

業務予定量は、1日平均利用者数を平日31人(前年度比1人増)、土曜2人(前年度同数)とし、訪問看護293日(平日243日、土曜50日)、訪問リハビリ243日を実施した。

また、24時間緊急連絡体制を継続実施し、利用者ニーズに応えました。

以下、省略いたします。

21ページ、意見です。

①令和2年度訪問看護ステーション事業会計においては、利用者の事業評価も高く、信頼度も高いと注視している。今後とも、利用者の要望に応えるべく努力されたいことを望みます。

以上、報告を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長(後藤洋一君) ご苦労さまでした。

以上をもって、町長の提案理由の説明及び監査委員の審査報告は終了いたしました。

これより監査委員の審査報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。1番黒澤 朗君。

○1番(黒澤 朗君) 1番黒澤でございます。

監査委員の意見書についての質問ですけれども、まず1問目といたしましては、監査委員が涌監第21号にある、15ページの2にある国保病院が「長いトンネルの先に僅かに光明が見えている」と書いた根拠をお聞きしたいのが一つ目と、あと同じく②の「人口動態も同様に減少している中で、当病院の立ち位置について、全町を挙げて考えるべきときが近い将来来るものとする」と書くに至った監査委員の思いをお聞きしたいと思います。

以上です。(「2点目は何でしょうか」の声あり)

2点目。「人口動態も同様に減少している中で、当病院の立ち位置について、全町を挙げて考えるべきときが近い将来来るものと考え」と書くに至った思いですね。

あともう一つが、15ページの②にある透析医療という実現性がある事業に対して、あえて提案していただいたわけですが、透析医療を実施した場合の採算性に関する監査委員の所感をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（後藤洋一君） そうすると3つですね。（「はい」の声あり）3問。一つ目と、あと人口動態と、あともう一つは透析の。（「そうです」の声あり）

代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 1点目の「光明が見える」ということでございますけれども、これは病院からお示しをいただいた決算資料の数字が様々なように好転しております。ただし、決算は赤字ではございます、とは言えどもね、でもね。しかし、今までは数字そのものが好転している項目が少なかったんですね。皆さん、大変一生懸命努力している割には、その成果がなかなか見えないという状況が続いた。それが令和2年度においては項目が大分増えまして、そういう意味では決算においての赤字は出ましたけれども、そういう面では先に明るさが見えるのではないかというような思いでございます。そのデータをどのように読むかによって、それぞれの立場からいろいろな意見があると思われまので、どうぞそれについても私が見たものとは違うというものであるならば、そういうものをお持ちであればぜひご意見を賜りたいと思います。

それから、人口減少ですね。いわゆる外来患者が伸びないこと、それから入院患者も予定より少なかった。それが、いろいろなデータに書かれていることは、コロナの影響によっての受診控えであろうということが決算資料ならず様々なものに出ております。また、世間でも、当涌谷町の国保病院だけでなく、コロナが蔓延し始めてから診療報酬の低下が見られるということはニュースなどでも出ております。当町の国保会計においてもそれだけが要因で患者が減少しているということであれば、コロナが収束した後は、これだけ皆さんが一生懸命かかっているんですから患者は増えていくというふうに見るのが普通ですね。

ところが、ご存じのように涌谷町にとっても、あるいは周辺の市町にとっても、人口の減少傾向が見られることもこれまた事実であります。その患者の動向がコロナ収束後も回復がなく減少というか、採算に合うだけの患者の確保が難しいとなれば、それはコロナだけが要因とは言いがたい。あるいは、人口減少が要因であるというふうなことも出てくるのではないかと思います。そういうことで、もし我が町あるいは周辺市町の人口減少がもとで採算に合うだけの患者を集めることができないということにも結論づけられることが、そういうデータが出てきた場合、これは一人、病院関係者だけに「何とかしろ」という言葉だけで任せるにはいかない。やっぱり涌谷のこの国保病院が設立された経緯を考えますと、当時はやはり町民を挙げてこの国保病院というものに期待し、設立に至ったと私は考えております。

ですから、やっぱりもしそういったことで事業運営がスムーズにいかないということになったら、どんな形に持っていくべきかということは一町、病院関係者のみならず、全町民挙げてどのような形に持っていくべきなのか、様々に言われていますからどうすべきかは今ここで申し上げませんが、それはやはり皆さんの、町民の声を聴いて、それで決定づけていくべきであろうという思いで病院経営の厳しさを、コロナの影響だけなのであるか、それとも人口減少傾向が影響しているのではなかろうかという思い、それが大変強く

持ちの底にありましたのでこういう表現になりました。もし私の思っていること、考えていることが的外れだとおっしゃるならば、そうではないという論拠をお聞かせいただきたいと思います。

次に、透析業務の導入についてでございますけれども、やるのはいいけれども採算性はあるのかという思いであると思っておりますけれども、大変申し訳ございませんが、私も病院経営は素人でございます。透析業務を当国保病院で行ってはどうかということは、私は何十年來、この話をしてきました。ただ、当時の病院関係に携わっている人たちから色よい返事をもらったことがなかったんですね。ですから、私、やっぱり素人である私があまり声を大きくしてそっちこっちに吹聴する問題ではないんだなという思いで心に秘めておったことです。

しかし、私の身の回りで最近、透析を受けることになった人がだんだんだんだん増えているんですね。その人たちの声は、やはり遠くまで行かなければならない、車の運転ができない人はバスや電車を乗り継いで大崎市、石巻市まで行かなければならないという大変な苦勞をしている、つらい思いをしている。そしてまた、患者負担はそれほどではございませんけれども、それが国保会計あるいは各種健康保険会計に与える影響というものは大変大きいんでございますね。それらを、先ほど申し上げました人数を掛けますと、大変な金額が町外に流出している。私の言っていることが正しいかどうか分かりませんが、その金が、もし国保病院で透析業務を行うことになれば、涌谷町に環流するのではないのかと。それは決して涌谷町財政に直接にダイレクトに影響するということではないとは思いますが、それが回り回っては涌谷町財政にも影響が出てくるのではないかと。そして、もし透析という業務が皆様から受け入れられて患者が順調に増えるとしますと、私は今まで透析業務をやっている病院の経営状況を見たことはございませんけれども、患者の動向を見ておりますと、患者が減ったという話は聴いておりませんが、増えたという話は聴いております。そして、透析業務が採算に合わなくなったから、合わないから、業務をやめますというふうにして透析業務を閉鎖した病院は、私は知り得ておりません。そういう意味で、素人の思いつきかというふうに言われるかもしれませんが、採算性は当然あるものと思われまます。

ちなみに、関係者から、関係者というのは病院のほうでも一時期、透析というものについて検討した時期がありましたということをお伺いしたので、それではどうなのかということでお伺いしましたところ、大体8床程度をもくろむことができるでしょうと。そして、1人当たり年間約350万円、それが、業務が3回転するとして計算しますと8,400万円ぐらい、少なくとも8,000万円ぐらいの収入があるであろうと。それをどのような設備でどのような人的な体制でやるかによってランニングコストが変わってきます。よって、収益もどの辺に見ることができるかは、その業務内容によって変わってくるということでもありますけれども、世の病院、透析をやっている病院の様子をうかがいますと、採算に合わないということはないであろうというふうには感じております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（後藤洋一君） 1番黒澤 朗君。

○1番（黒澤 朗君） まず一つ目の質問で、いろいろ赤字があるにせよ、いろいろな面で病院は好転が始まっているというお答えをいただきました。人口動態の減少と言いますが、2035年に1万4,000人とか、その次に1万2,000人とか、いろいろ人口動態は出ております。そういう人口減少の中で予算規模というか、20億円の病院を今後私たちは維持できるのか、本当に全町を挙げて適正な大きさの病院を決定する時期に来ているので

はないかと思って質問させていただきました。いろいろお聞きしましたところ、監査委員もある意味同じ思いの中で考えているなど思っております。私たちは病院が悪ではなくて、町民にとって必ず必要なものであると確信しております。

当時、本当に今、90代の人に聞くと、何で病院ができたんですかと言ったら、その当時のその息子さんや孫さんたちの子育て世代にどこも往診してくれる病院がなかったと。そういう夜間診療もないような町では子育てはできないねということで、昔の町長に進言したことがあったそうです。そういう中で包括ケアとプラスして町立病院をやってみようかと。そういうことで町民の幸せを願ってできた病院ですので、それを維持していくのも今後の私たちの仕事だと思っております。

そういう中で、最後の質問の透析でしたね。本当に新センター長ができたんでないかというくらい、事業を熱く言っていただきましてありがたかったです。私の知り合いも透析とか、随分いるんですけども、高齢の方は免許を返上したから行けないと。1日置きに行かなければいけないんだけど、それをちょっと延ばして2日に1回とか、3日に1回とかなんとかと、だんだん遠のいてきて、本当に早めに命を縮めてしまった方々もいらっしやいます。当町にもそういう病理を持っている方も多いので、監査委員の提言はよかったなという感じですよ。

そういう中で、二つ目の質問といたしまして、透析を実現するためというわけじゃないですけども、町長とセンター長にご所感だけでもお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（後藤洋一君） どちらから。

○1番（黒澤朗君） 町長、それは駄目。分かりました。それは別な機会に話します。

以上です。

○議長（後藤洋一君） よろしいですか。（「はい」「答弁は」の声あり）よろしいそうです。よろしいそうですから。監査の講評でまた改めて質問しますので。（「病院の規模をどうするかの見極めの時期がいつなのかということをお聴かれたような気がしたので」の声あり）では、どうぞ代表。お許ししますから。大丈夫ですか。お願いします、では。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 病院の規模といいますか、そういうものを検討すべきときが来るであろうというふうに関、監査の意見でも述べております。それでは、その時期はいつかということでございますけれども、少なくとも今日、明日ではないと私は思っております。現時点で様々な有識者会議とか、いろいろなところで規模縮小をして乗り越えろと、経営を考えろということをおっしゃっていただいておりますけれども、私は当時、希望を持って病院を造った当時の議員であります。その当時を思い返すと、今の時点で病院の縮小を検討するのは、私は考えるべき時期ではないと思われま。少なくともコロナが収束して経済が安定し回っていくというふうなことを見極めるには、2年、3年先あるいは5年ぐらい先で、その頃には考えなくてはならないだろうという時期が来るのではないかと。必ずしもその時期は規模縮小をしろというような答えが出るということは、私は今思いたくないと。そういう思いでございます。

ただし、それをまた、検討しないわけにもいかないのがまた社会の情勢でもありますから、必ず検討する時期は来ると思いますが、そのときには規模縮小を前提とした考えでもって対応すべきでないというふうに関、私は考えております。（「以上です」の声あり）

○議長（後藤洋一君） 1番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 毎年、監査委員の意見書と、こう話を伺って、ちょっと残念なのは毎年同じことを書かれていると。これ、監査委員が意見を言ったことを各課長さんたち、執行部はきちんと受け止めて、できるかできないかだけでも検討したのかしていないのかも、全然分らない。これは監査の報告が結局9月ということで、あと3月、4月に人事異動等があつて、そのときに新しい課長に伝わっていないとか、また、新しくなった課長も前年度の監査報告書をきちんと読む、自分たちの課にどんな問題があるのか、どんな指摘がされているのかというのをきちんと見極めて仕事をしていただきたいと思います。

それで、何点が監査委員にお願いしますけれども、これは昨年、令和元年度の決算の意見書でまとめのところで幾つか項目があつたんですけれども、特に私が気づいたのは②に「各課において自らの業務執行の結果として表れた数値については、近隣の市町や県内あるいは全国における順位等で自分の立ち位置を常に確認し、芳しくない位置であるならばその向上策などを課内で検討し、順位向上に向け努力すべきである。ゆめゆめ怠りなきよう望む」とうたっています。これはやはり自分たちのやっている仕事はどの辺の場所にあるのかという、例えば県内で比べてどうかとか、その物差しをやはりきちんと自分たちでつくらなければならないと思うんですよね。

例えば人口割にして自分たちの課は何人いるのかとか、また、予算額はほかのまちと比べて自分たちのやっている予算は多いとか少ないとか、そういったことで他のまちと比較して、涌谷はここを一生懸命頑張っているけれども、ここはもしかしたら遅れているかもしれないというのをきちんとつかんで仕事をしていただきたいと思います。

それから、これはくしくも去年も4ページ、今年も4ページなんですよ。これはかなりきつい言葉で書かれています。基金の管理。高齢者肉用牛貸付基金、去年も書かれて今年も書かれています。これはやはり怠慢としか言いようがないですね。ここまで書かれて、もうやめるべきだと書かれていて、それを4年間も書かれているということはどういうことなんでしょうか、これね。これはやはり町長もそういったものにちゃんと目を光らせておいて、これ、どうなっているんだというのを尻でもたたいてやらないと動かないかなと思いますので、この辺は担当課長が当然ですけれども、担当課長が動かなければ町長がやっぱり尻をたたくとかですね。

それから、今年の7ページで地域振興公社のことを書いているんですけれども、今年度、地域振興公社のことに一言も触れていないのはなぜか。これは改善されたのかどうかということですね。

それから、老人保健施設、今年の20ページの最後に「近年2か年ほど人件費比率が63%前後と、高止まりである。業務の特殊性から人件費比率が高率になることはやむを得ないところもあるが、せめて50%台を目指す努力をされることを望む」、これと似たようなのが訪問看護ステーション、今年の訪問看護ステーションも「業務の特殊性から経費のうちの人件費が占める割合は令和元年度は83.1%と、高率である。次年度以降も黒字決算を維持するためには、人員配置に深い配慮が必要であり、慎重に対処されることを望む」と。この老人保健施設と老健のことについては、令和2年度については一言も触れてない、このことに関しては。それはなぜなのかということと、特に訪問看護ステーションなんですけれども、これは先日もお話し申し上げたんですけれども、大体年間5,000万円ぐらいの利益、訪問看護ステーション。そこに令和2年度は1人1,000万円の人件費

の職員を置いていた。これは退職する職員なので、退職組合に払う金が高額だったためそうなったということなんですけれども、果たしてそういうことが分かっていたならば、なぜ一般会計でその分を2月、3月なりに一般会計の職員にできなかったのかという、これは町全体の財政運営のバランスを考えて、一般会計で1億何千万円の黒字決算と言っておいて、片方で物すごく脆弱な年間5,000万円しか利益のないところに1,000万円の職員を置くということはどういうことなのかということ、そのことも監査委員は何か触れてくれるのかなと思ったら全然触れていなかった、その辺はどう感じていたのか。

答えは簡潔にお願いします。先ほどの1番議員への答弁を聴いていてもかなり丁寧なので。

○議長（後藤洋一君） 遠藤代表監査委員。

○代表監査委員（遠藤要之助君） ちょっと全部聞き取れなかった部分もあります。もし答弁漏れがあればご指摘いただきたいと思います。

まず、お話が昨年度の分もありまして、記憶が定かでない部分もあると思いますけれども、やはり一つ目のいわゆる立ち位置をちゃんと見極めなさいということは、数字を扱う課において、この涌谷町のはじき出された数値では皆さんが一生懸命働いた成果であるからどうしようもないんだけど、でもその働きようがどうであったかということを確認するためのデータはいっぱい出ています。宮城県のもの、全国のもの、類似団体のもの、そういったものをやはり管理者である課長は、そういう数字を扱う課であるならば常にそれを把握して、部下をどのように督励しながら仕事をしてもらおうかということに留意しなさいということをお願いしたかったんでございます。

今年についても、じゃあそれがなされたのかということの確認をしていないというようなお叱りの言葉というふうに受け止めたんですけども、今年はちょっと私の不手際で監査日数が大変タイトな日数になりまして、なかなか昨年の指摘の内容を確認したりする時間が大変短くて、資料の読み込みも大変中途半端なものになってしまって、昨年問題だと言いながら、それが解消されたのかということの確認もできない部分も大変ありました。そういう面では、自分たちの立ち位置をきちんと確認しなさいと言いながら、じゃあ今年はどうだったのかということの確認はできておりませんでしたことは大変申し訳なく思います。

次に、公社のことに一言も触れていないんじゃないかというご指摘でございますけれども、大変申し訳ないんですけども、公社のことについていろいろ語るには、やはり公社の決算状況をつぶさに見て経営状況がどうであるのかということ、そういう角度から見なければなかなか言及するわけにはいかないと。先ほど申し上げましたように、そういった資料の細かいところまで目を通す時間が取れなかったということもございまして、生半可なことは言うべきでないということで、あえて公社の経営については言及しておりません。

ただし、一言も触れていないというわけではありません。あれは何だっけ、温泉の……。

○議長（後藤洋一君） 天平の湯。

○代表監査委員（遠藤要之助君） でなく、あの公園。（「研修館」の声あり）いや、研修館の下の公園。

○議長（後藤洋一君） 健康パークね。

○代表監査委員（遠藤要之助君） 健康パークの管理について言及しております。これはいわゆる公社との関係の中で特にひどいと、こういう管理の仕方は。いわゆる公社がどういう業務をなしているかということ、きちんと監視しなければ、指定管理料の金額が適正なものであるかどうかということの確認ができない。それが特に

健康パークの管理についてはずさんであると。ずさんというよりも、何か業務そのものを把握していないんじゃないかと思われるぐらいの内容であります、報告書が。それで、私も若いときにそういう業務に携わった経験がありますので、この業務はこういうふうには管理しなくてはならないのではないかとこのことを3年ぐらいにわたってご指導を申し上げたり、ご指摘を申し上げたりしておりますが、少しずつはよくなっているんですけども、いわゆる指定管理料があつた健康パークに約200万円でしたっけ、200万円の指定管理料を払っているんですけども……。

○議長（後藤洋一君） 代表、手短で結構ですから。簡単で。

○代表監査委員（遠藤要之助君） いや、語り始めると簡単に語れないんですよ。大変申し訳ございません。

時間を取っていただいて申し訳ございませんけれども、いわゆる200万円もの指定管理料を出しているんですが、その成果が、200万円に匹敵するものが得られているのかということの確認があまりにもずさんであるということで、もう少し専門性を持って、いわゆるモニタリング、監視というものをもっと厳しくしていただきたいということでございます。

それから、高齢者肉用牛貸付けの基金管理についてでございますけれども、これは私が就任する二、三年前に閉鎖されたものなんですね。業務は行われておりませんでした。それで、いずれ閉鎖するんだろうなど。私も監査委員に就任したばかりですから深く追求することなく過ごしていましたが、何年たってもやらない。これ、どうなんだということを申し上げましたところ、全く担当課では気づいていない、その閉鎖すべきだということにですね。それでは駄目じゃないかということで毎年ご指摘を申し上げました。ところが、初めて言った課長もその年で終わり。2人目もその年で終わり。3人目もちょうどその年で終わり。3人、今まで約束をほごにされましたけれども、その方、次の年の指摘に、あんた、私と約束したこと、どうしてくれたんですかと言えなかったんですね。毎年、新しい課長に私が任期中に何とかしますという約束をもらいながら、何ともしないで卒業なされたということでございまして、8番議員がおっしゃるとおり、引継ぎをどうなされておったのかということでございます。

それで、たまたま昨年度の担当者と、令和2年度の担当者と今年の担当者が一緒であるものですから、どうしたんだと聞いたら、全く放り投げておいたわけじゃなくて、少しは検討したんですね。ところが、お金が絡むものですから、いわゆる支払い義務のある人が亡くなってしまったり、行方不明になってしまったりということがあるんですね。ところが、行方不明になってしまった人はともかく、亡くなった人には財産があったりして、その財産を遺産相続しているということがあって、その遺産相続者に支払い義務が継承されるということがありますので、それが1桁の数人、7人だったか、9人だったかの1桁だった人数が何と80人という数字が一度出たことがあります。対象者がそれぐらい増えてしまったと。かえって大変な目に遭っていると。それがけりがつくには、とてもじゃないけれども何年というふうに時間がかかるというところまでいっております。

ですから、それはやはり時効という考えもあるだろうし、様々な事務のこれはどこにあったのかということを考えれば、その債務者だけを責めることもできないのではないかと思いますので、最大限、法律を活用してこれの解消に向かっていただきたいということで、あえて毎年申し上げているところでございます。事務はまさに牛だけに牛の歩みのごとき、のろい歩みでございますけれども、進んではおります。

それから、老健とか訪問看護の昨年度人件費について話しているのに、今年は何もないんじゃないかというこ

とでございますけれども、大変残念ながらそこまで資料を読み込む時間が、先ほど申しあげましたことで足りなかったもので、今年は言及するまでには至っておりませんでした。

ただし、資料は添付されておりますので、資料をぜひご覧いただきまして、どのようなことが去年とどのように違っているかということ、資料のご参照をお願いしたいと思います。

○議長（後藤洋一君） よろしいです。

○代表監査委員（遠藤要之助君） よろしいですか。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 分かりました。別に監査をきちんとやっていないんでないかとか、去年言ったのにそれを確認していないかということをお願いわけでございますので、誤解なきようお願いしたいと思います。

ただ、冒頭申しあげましたとおり、監査委員の意見書あるいは指摘事項を執行部あるいはやはり課長さんたちが真摯に受け止めて、また、我ら私たち議員も、やはり監査委員がここまで言ってきたのをその後どうなっているのかというのを私たちも追跡していかなければならないのかなと思いましたが、今後そのように努力したいと思ひまして、質問は終わります。

ただ、1点だけ。先ほど1番議員からも出た透析の件ですね。それはぜひセンター長、内部でこのご検討をされて、できるのかできないのかということ、きちんとやはり精査していただいて、また、その結果を後で結果が出たらご報告いただければと思います。

以上で終わります。

○議長（後藤洋一君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

なお、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することにしたいと思ひますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本件については、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の審査に付することに決しました。

◇

◎延会について

○議長（後藤洋一君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

◇

◎延会の宣言

○議長（後藤洋一君） 本日はこれで延会します。

延会 午後3時21分